

鴨川市地域おこし協力隊（移住定住促進）募集要領

令和8年5月

鴨川市は、温暖で豊かな自然環境に支えられた一次産業の盛んなまちである。また、全国レベルの医療施設や観光施設が立地するほか、多くの文化的資源を有し、県内有数のスポーツ・観光交流都市としても有名である。

その一方で、高齢化の進行や都市部への人口の流出といった原因により、人口は減少し、空き家の増加、商店の廃業、耕作放棄地の拡大という課題が生じている。なかでも、空き家の問題は深刻であり、平成28年度に「鴨川市特定空家等実態調査業務」において、市内には多数の空き家が存在するといった結果が報告され、このような問題を解決するため、鴨川市では定住人口の増加を目指し、転入者が住宅を購入した際は奨励金を交付したり、子育て支援に注力するなど、様々な取り組みを実施してきた。

その中で、本市では、移住定住促進及び各種移住施策の推進を図るため、令和元年度から地域おこし協力隊員1名を委嘱し、空き家のマッチングサポート業務や移住・二地域居住等に関する相談業務を担ってもらっている。

今般、現隊員の任期満了により、新たな隊員を委嘱したく、移住定住に係る情報発信や空き家バンクの運営をはじめとした各種移住定住施策の推進を図るため、これら施策の推進に意欲があり、地域外からの新たな発想や能力、経験等を有する人材を「鴨川市地域おこし協力隊」として募集する。

1 募集人数 1名

2 募集対象

以下の全ての項目に該当する者を対象とする。

- ① 年齢20歳以上50歳未満（令和8年4月1日現在）の者
- ② 次のいずれかに該当する者
 - ア 3大都市圏をはじめとする都市地域等に生活の拠点を置く者
（※ 地域要件については、総務省の「地域おこし協力隊」の関連ページで確認すること。）
 - イ 鴨川市以外の地方自治体で隊員であった者（同一地域における活動2年以上、かつ解嘱1年以内）
- ③ 隊員の委嘱に際し、鴨川市に生活の拠点を移し、住民票を異動できる者（家族での居住も可能とする。既に鴨川市に定住・定着している者（既に住民票の異動が行われている者等）は対象とならない。）
- ④ 移住定住施策を通じた地域振興及び地域の活性化に意欲があり、地域住民と協力しながら、地域が抱える課題の解決に積極的に取り組むことができる者
- ⑤ 基本的なパソコン操作（ワード、エクセル他の一般的な操作）ができ、インターネットを活用した情報収集、SNS等を活用した発信ができる者
- ⑥ 普通自動車運転免許を取得している者（※日常生活においても車が必需品であるため、自家用車を保有している場合は車両を持ち込むことを推奨する。）

⑦ 任期中、鴨川市内に居住し、任期終了後に定住する意思のある者。

3 隊員の活動

(1) 基本活動

次に掲げる業務のうち、これまでのキャリアや得意分野に応じた業務。

- 移住・二地域居住等に関する相談対応
- 首都圏等における移住関連事業への参画及び開催
- 移住定住に関する情報の集約と発信
- 移住希望者等への既存コミュニティに対する理解促進
- 空き家バンク登録物件と利用登録者のマッチングサポート
- 空き家バンクへの登録物件の掘り起こし
- その他、事業を推進するために必要な業務

(2) その他

状況に応じて必要と認められる活動

4 任 期 令和8年8月1日から令和9年3月31日まで
(以降、1年単位で更新し、最長で令和11年7月31日まで継続が可能。任期の継続については、双方協議の上、判断する。)

5 活動場所 原則、鴨川市内

6 勤務場所 鴨川市企画政策課及び鴨川市ふるさと回帰支援センター連絡協議会

7 活動時間、活動日数、休曜日等

- (1) 1日の活動時間は、原則として7時間とする。
- (2) 1月の活動日数は、原則として20日間とする。
- (3) 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、協議の上、隊員の活動時間又は活動日数を調整できるものとする。

8 報償金等

報償金及び所得税等の条件は次のとおりとする。ただし、隊員は市の委嘱を受け、その活動の対価として、報償金の支給を受けるものとし、隊員と鴨川市との雇用契約は存在しない。

- (1) 報償金(月額) 291,000円
- (2) 前項の規定にかかわらず、隊員としての1月の活動日数が15日に満たない場合は、活動日数と1日あたりの金額(14,550円)の積により報償金の額を算出する。
- (3) 鴨川市との雇用契約は存在しないため、所得税、市民税などの税金等については各自で納めること。

9 隊員の活動等に対する支援

市は、隊員が地域において円滑かつ効果的に活動が実施できるよう、以下に掲げる隊員の活動や生活を支援する。なお、市はその支援業務の全部又は一部を地域の団体に委託することができる。

- (1) 隊員が行う地域協力活動に関する指導及び支援

- (2) 隊員が地域に定着するための支援
- (3) 隊員が行う地域協力活動の取組状況、活動の成果等の情報発信
- (4) 市や地域の団体等が行う地域振興イベントなどへの協力活動に対する支援
- (5) 隊員が地域で生活するための住居の確保などの生活支援
- (6) その他隊員が行う地域協力活動に対して必要と認められる支援

10 活動等の経費

以下の活動等の経費については、予算の範囲内において、必要に応じて市または支援団体が負担する。なお、負担の可否については、市及び支援団体と協議のうえ決定する。

- (1) 隊員による地域おこしのプランニング及び打合せ等に関する事務経費
- (2) 隊員の活動に要する作業用具等の消耗品
- (3) 隊員の技術等の習得に対する研修先への謝金
- (4) 隊員が研修機関等の実施する研修プログラムへ参加する場合の費用及びそれに要する旅費
- (5) 市や地域の団体等が行う行事等に協力するために用意しなければならない道具等の購入費用
- (6) 隊員が活動現場への移動やその活動に使用する車両（自動車）等の借上料及び燃料費
- (7) 隊員の活動内容や得られた成果を掲載するホームページの作成費など
- (8) 本事業に興味を持つ都市住民等に配布するリーフレット等の作成費など
- (9) 隊員が地域で生活するための住居確保に要する経費（隊員の住居の家賃は5万円を限度とし、超える場合は超過分を隊員が負担）
- (10) その他、隊員が行う地域協力活動に対して必要と認められる支援に係る経費

11 応募方法

- (1) 提出書類
 - ① 応募用紙（指定様式）
 - ② 履歴書（市販のもの）
 - ③ 住民票（居住地の確認をするため）※申請日から1ヶ月以内のもの

- (2) 応募方法

提出書類に必要事項を記入し、鴨川市企画政策課に郵送又は持参

- (3) 応募に係る経費

書類選考のために必要な郵送費等、及び面接選考のために必要な交通費等の応募にかかる経費は、全て応募者の負担となる。

12 選考方法

- (1) 第1次選考

- ① 第1次選考として書類審査を行う。
- ② 選考結果は、申込受付期間終了後、概ね5日程度で応募者全員に文書で通知する。

- (2) 第2次選考

- ① 第2次選考として第1次選考合格者を対象に個人面接（※令和8年6月25日（木）を予定）を行う。

② 選考結果は、面接審査終了後、概ね3日程度で採用か不採用かの結果を通知する。

13 募集期間 令和8年5月27日（水）～令和8年6月18日（木）

※郵送による場合は、当日必着

14 応募、問い合わせ先

鴨川市企画政策課

（住 所）〒296-8601 千葉県鴨川市横渚 1450 番地

（電 話）04-7093-7828

（FAX）04-7093-7851

（E-mail）kikakuseisaku@city.kamogawa.lg.jp